

明治安田グローバル債券／バイ・ザ・ディップ戦略ファンド 2025-12

単位型投信／内外／資産複合／特殊型(条件付運用型) **特化型**

愛称: ツイスト2512



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:21,817億円

(資本金・運用純資産総額は2025年7月31日現在)

〔ファンドの運用の指図等を行います〕

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
[こちらからご覧頂けます。](#)



明治安田グローバル債券／バイ・ザ・ディップ戦略ファンド2025-12の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月24日に関東財務局長に提出しており、2025年11月9日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
単位型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券(資産複合((債券 一般)、スワップ取引)))	年1回	グローバル(日本含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり(部分ヘッジ)	条件付運用型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

明治安田グローバル債券／バイ・ザ・ディップ戦略ファンド2025-12※は、投資信託証券を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。

※以下、「当ファンド」ということがあります。

■ ファンドの特色

● 特色①

当ファンドは主として投資信託証券を投資対象とし、信託期間終了時に元本*の確保を図りながら、高いリターンの獲得を目指します。

*購入時手数料を考慮しません。

■当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は以下の通りです。

ファンドの名称	主要投資対象
Global Bond/Buy the Dip Strategy Fund II	外貨建て投資適格社債等
明治安田マネープール・マザーファンド	日本の公社債等

※上記投資信託証券をそれぞれ「外国投資信託証券」、「マザーファンド」ということがあります。各投資信託証券については、後述「■追加的記載事項」をご参照ください。

※当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。ファンドの仕組みについては、後述「■ファンドの仕組み」をご参照ください。

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券は、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性が高い支配的な銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には大きな損失が発生することがあります。

●特色②

外国投資信託証券を通じて実質的に外貨建て投資適格社債※およびソブリン債（以下、「投資対象債券」といいます。）並びに担保付スワップ取引を通じて米国株式・金利・為替市場に投資します。

※外貨建て投資適格社債には劣後債等を含みます。

■外国投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

■外国投資信託証券の運用はJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドが行います。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドについて

外国投資信託証券の運用を行うJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド（拠点：ロンドン）は、ストラクチャード・ファンドの運用・管理を目的として設立された、J.P.モルガンに属する運用会社です。

J.P.モルガンは米国ニューヨークに本社を置く世界有数のグローバル総合金融サービス会社で、投資銀行、証券取引、資金決済、証券管理、資産運用、プライベート・バンキング、コマーシャル・バンキング、コンシューマー・コミュニティ・バンキング等、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

※J.P.モルガンは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー、およびその各国子会社または関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

●特色③

外国投資信託証券は「安定運用部分」と「積極運用部分」で構成されます。
当該ファンドの償還日において「安定運用部分」で元本の確保を目指すと同時に、「積極運用部分」で高いリターンを目指します。

安定運用部分

「安定運用部分」では期間約5年の投資対象債券に投資を行い、原則として、各債券の満期日(繰上償還予定日を含む)まで保有する運用を行います。

- ▶ 当初設定時の投資対象債券の銘柄選定は明治安田アセットマネジメント株式会社がJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドに対して行います。
- ▶ 投資対象債券は取得時においてBBB格相当以上の債券とします。
※投資対象債券が格下げされた場合でも、原則として信託期間中の銘柄入替えは行いません。
- ▶ 投資対象債券は担保付スワップ取引を通じて実質的に対円で為替ヘッジされます。
※担保付スワップ取引により為替変動リスクの低減を図りますが、影響をすべて排除できるものではありません。

<元本の確保について>

○当ファンドは信託期間終了時における元本確保*を目指しますが、それを保証するものではありません。当ファンドを信託期間中に解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

*購入時手数料を考慮しません。

○当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券は約5年後の信託期間終了時における元本確保を目指しますが、それを保証するものではありません。

以下の様な場合においては、外国投資信託証券の受益権の償還価額が投資元本を下回ることがあります。

- ・外国投資信託証券の運用会社またはスワップカウンターパーティであるJ.P.モルガン・チェース・バンク・エヌ・イーが経営破綻した場合
- ・外国投資信託証券が投資対象とする投資対象債券が債務不履行になった場合
- ・投資対象債券が、外国投資信託証券の信託期間終了時まで償還されず、同時期に売りつけることとなった場合
- ・その他外国投資信託証券が繰上償還する場合 等

積極運用部分

「積極運用部分」では「安定運用部分」から得られる利金等の一部を活用し、担保付スワップ取引を通じて実質的に米国株式に投資することにより、J.P.モルガンが算出する「J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数(以下、「戦略指数」といいます。)」に連動する投資成果を目指して運用を行います。

- 「積極運用部分」の日々の値動きは、戦略指数の日次騰落率の原則15倍程度となるようにレバレッジを活用し運用を行います。ただし、積極運用部分の評価額が積極運用開始時から一定程度上昇した場合においては、レバレッジ倍率が15倍程度から引き下げられます。
- ※外国投資信託証券の日々の値動きが戦略指数の日次騰落率の15倍程度となるわけではありません。
- ※積極運用部分の評価額がゼロとなった場合は、信託期間終了時まで外国投資信託証券は安定運用部分のみで運用されます。
- ※「積極運用部分」の運用成果が「安定運用部分」を毀損することはありません。

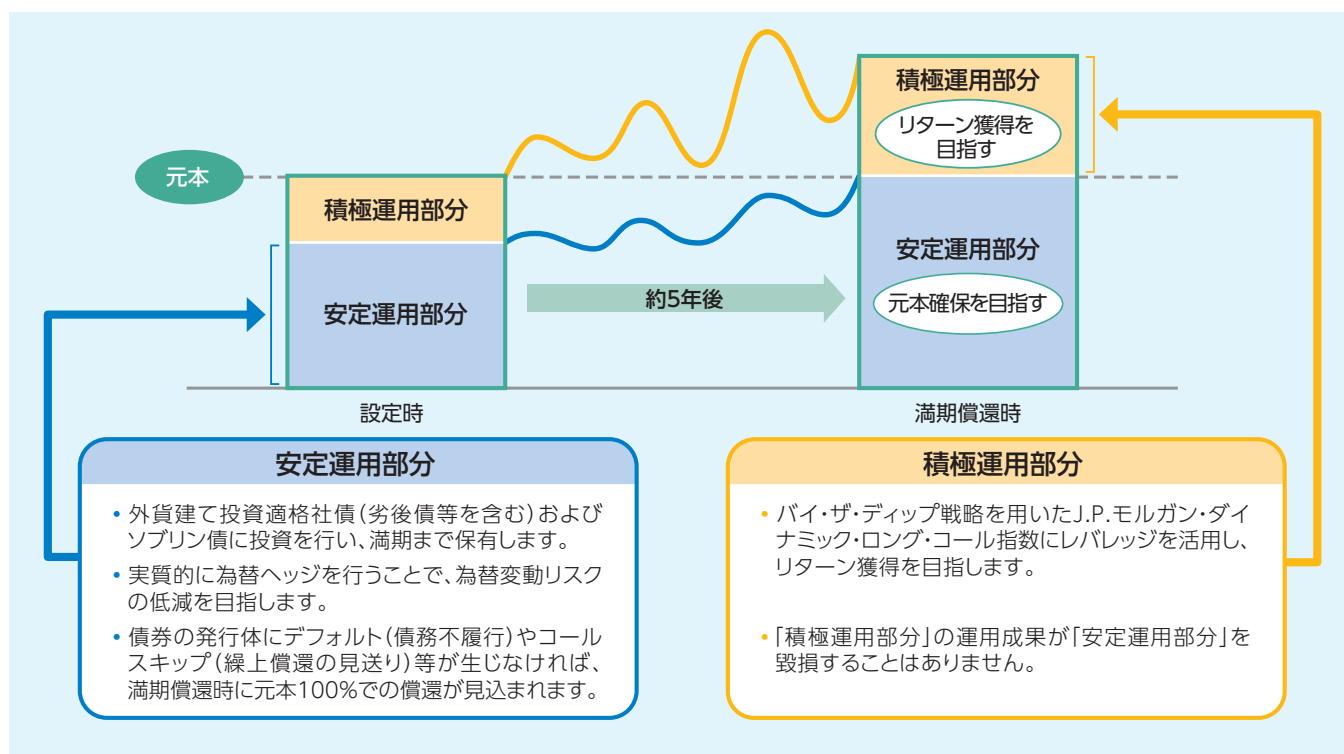
J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数

- ◆コールオプションの買いを活用しS&P500指数が下落したタイミングを見計らって買いを入れる押し目買い戦略(バイ・ザ・ディップ戦略)を活用した指数です。
- ◆条件を満たすと「押し目買い」のタイミングと判断し、一時的な株価下落からのリバウンドを収益化することを目指します。

※J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の著作権、知的財産権、その他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.に帰属し、無断複写・転載を禁じます。本書では許可を得て使用しています。

- ※担保付スワップ取引は、実際に投資対象資産(米国株式・金利・為替)を保有していなくとも、スワップ取引の相手方(J.P.モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー)と投資対象資産のパフォーマンスを受取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同等の投資効果を楽しむ取引のことです。
- ※当該担保付スワップ取引にかかる費用は、スワップ取引部分の投資成果全体から控除されます。
- ※当該担保付スワップ取引については、後述の「**■**ファンドの仕組み」「2.投資リスク」をご参照ください。

当ファンドが投資する外国投資信託証券のイメージ



※上記は分かりやすくご理解いただくためのイメージ図であり、将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。
 ※「安定運用部分」と「積極運用部分」の配分比率は、外国投資信託証券の組成時における市場環境等により変動します。
 ※外国投資信託証券の償還価格は「安定運用部分」と「積極運用部分」を合わせた償還価格で決定されます。
 ※J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の著作権、知的財産権、その他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.に帰属し、無断複写・転載を禁じます。本書では許可を得て使用しています。

●特色④

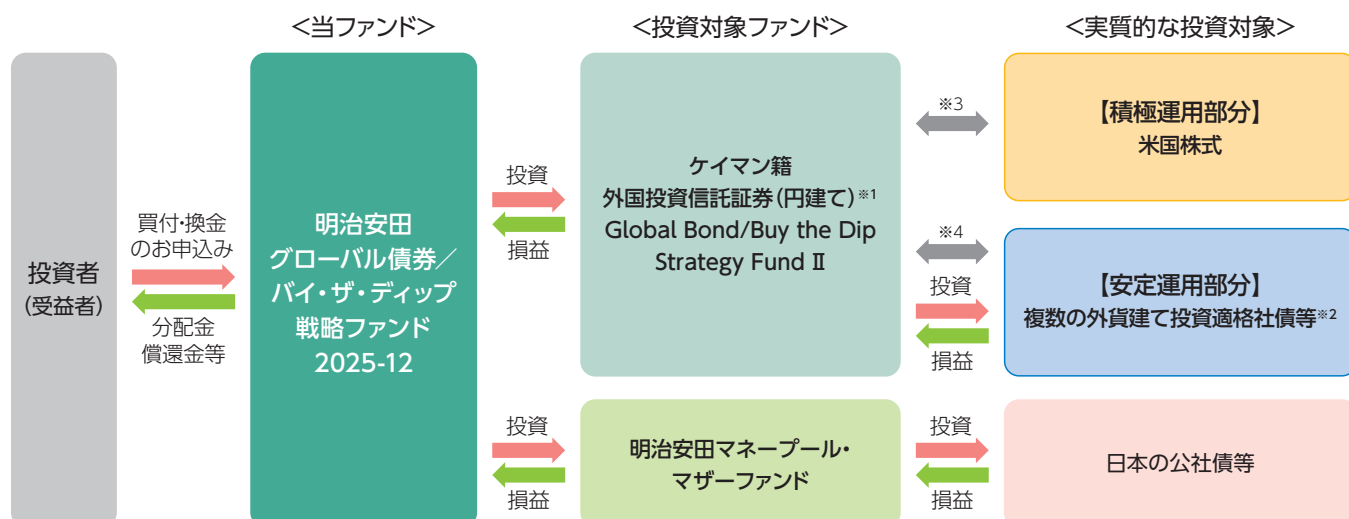
実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券に直接投資するのではなく、株式や債券に投資する複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

※1 J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドが運用を行います。

※2 当初設定時のポートフォリオ構築において、外貨建て投資適格社債等の銘柄選定は明治安田アセットマネジメント株式会社がJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドに対して行います。

※3 J.P.モルガン・チェース・バンク・エヌ・エーを相手方とする担保付スワップ取引を通じて、J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数へのレバレッジ運用の投資効果を反映します。

※4 J.P.モルガン・チェース・バンク・エヌ・エーを相手方とする担保付スワップ取引を通じて、複数の外貨建て投資適格社債等を実質的に円ヘッジします。

※当該担保付スワップ取引にかかる費用は、スワップ取引部分の投資成果全体から控除されます。

※上記は、今後変更になる場合があります。

J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の著作権、知的財産権、その他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.に帰属し、無断複写・転載を禁じます。本書では許可を得て使用しています。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行いません。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
■ デリバティブ取引等の使用	デリバティブ取引の直接利用は行いません。

■ 分配方針

年1回(12月11日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ 追加的記載事項

組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要

有価証券届出書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。
組入投資信託証券(投資対象ファンド)については、内容に変更が生じることがあります。

ファンド名	Global Bond/Buy the Dip Strategy Fund II
形態	ケイマン籍外国投資信託証券(円建て)
主要投資対象	外貨建て投資適格社債(劣後債等含みます)およびソブリン債並びに担保付スワップ取引を通じて米国株式・金利・為替市場に投資します。
信託期間	2025年12月15日～2030年11月29日
投資態度	①外貨建て投資適格社債(劣後債等を含みます)およびソブリン債(以下、「投資対象債券」といいます。)並びに担保付スワップ取引を通じて米国株式・金利・為替市場に投資し、償還時における元本確保を目指します。 ②投資対象債券は、明治安田アセットマネジメント株式会社が選定した、満期日(繰上償還予定日を含む)までの残存期間が原則として5年以下で、取得時にBBB格相当以上の格付を有するものとし、原則として対円での為替ヘッジを行い、各債券の満期日(繰上償還予定日を含む)まで保有します。また、担保付スワップ取引を通じて、金利、為替市場に投資し、原則として対円での為替ヘッジ、および安定的なクーポンの受取りを目指します。(以下、「安定運用部分」といいます。) ③投資対象債券から得られる利金の一部を活用し、担保付スワップ取引を通じて実質的に米国株式に投資することにより、「J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数(以下、戦略指数といいます。)」に連動する投資成果を目指して運用を行います(以下、「積極運用部分」といいます。) 〈戦略指数について〉 ●戦略指数はS&P500指数が下落トレンド、かつリバウンドが見込まれる局面において、S&P500指数のオプション取引を活用し、収益の獲得を目指します。 ●戦略指数に投資する投資元本の値動きは、当該戦略指数の日次騰落率の原則15倍程度となるように運用します。 ●「積極運用部分」の評価額がゼロとなった場合は、信託期間終了時まで当ファンドは「安定運用部分」のみで運用されます。なお、「積極運用部分」の運用成果が「安定運用部分」を毀損することはありません。 ④担保付スワップ取引の相手方は、J.P.モルガン・チェース・バンク・エヌ・エーです。 ※当ファンドの投資顧問会社およびスワップカウンターパーティが経営破綻した場合、投資対象債券が債務不履行になった場合等、当ファンドの受益権の償還価額が投資元本を下回ることがあります。
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ③同一発行体が発行する社債への投資割合は、純資産総額の35%を超えないものとします。
運用管理費用等	年0.2%程度 上記の料率は、運用報酬、受託報酬、管理事務代行報酬、保管受託報酬、売買時の売買委託手数料、監査費用等の合計となります。その他の費用として、当ファンドの当初設定額の0.1%程度が、投資対象債券の銘柄選定の対価として明治安田アセットマネジメント株式会社に対して支払われます。 また、租税に係る費用等がかかるため、上記の各料率を実質的に上回る場合があります。

決 算 日	毎年11月29日
主 な 関 係 法 人	投資運用会社:J.P. Morgan Mansart Management Limited 管理事務会社:BNP Paribas Fund Administration Services (Ireland) Limited 事務代行会社:BNP Paribas Trust Services Singapore Limited 保管会社:BNP Paribas Securities Services

※当ファンドがスワップ取引を通じてリターンを受取るJ.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の価格は指数管理費用(年率0.25%)および取引費用等が控除されます。なお、取引費用等は市場環境に応じて変動するため、事前に料率上限等を表示することはできません。

※J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の著作権、知的財産権、その他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.に帰属し、無断複写・転載を禁じます。本書では許可を得て使用しています。

※前記の外国投資信託証券は今後設定される予定の為、費用等の内容は変更される場合があります。

フ ァ ン ド 名	明治安田マネープール・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託(追加型/国内/債券)
設 定 日	2011年11月30日
信 託 期 間	無期限
運用の基本方針 と主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投 資 態 度	1. 国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。 2. ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。 3. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投 資 制 限	1. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 2. 外貨建資産への投資は行いません。 3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
決 算 日	原則として、毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 費 用	ありません。
申 込 手 数 料	ありません。
換 金 手 数 料	ありません。
関 係 法 人	委託会社:明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

※前記の内容は、有価証券届出書提出日現在の情報に基づくものであり、今後変更になる場合があります。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

前記の組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要に記載されていない事項についても、一般社団法人投資信託協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券(投資対象ファンド)にかかる要件を満たしております。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

<主な変動要因>

債券投資に伴うリスク(安定運用部分)

価 格 変 動 リ ス ク	債券の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	実質組入外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する実質組入外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、影響をすべて排除できるわけではありません。為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。
信 用 リ ス ク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
劣 後 債 固 有 の リ ス ク	一般的に、劣後債への投資には次のような固有のリスクがあり、普通社債等への投資と比較して、以下の各リスクは相対的に大きいものとなります。この場合、ファンドの基準価額を下げる要因となります。なお、以下は劣後債固有のリスクをすべて網羅したものではありません。 ①法的弁済順位劣後のリスク 一般的に、劣後債の法的弁済順位は株式に優位し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破綻等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払を受けられません。また、一般的に普通社債と比較して低い格付が格付会社により付与されています。 ②繰上償還延期のリスク 一般的に、劣後債には繰上償還(コール)条項が定められており、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。また、市場環境等の要因により予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと思込まれる場合には、金利負担増等により価格が大きく下落することがあります。

劣後債固有の リスク	③利払い繰延・停止のリスク 利息または配当の支払繰延条項を有するものがあり、発行体の財務状況や収益動向等により、利息または配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性があります。 ④制度変更等に関するリスク 劣後債に関する規制や税制の変更等、当該証券市場にとって不利益な変更等があった場合、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。また当該証券に関するリスク特性が一部変化する可能性があります。
特化型運用に かかるリスク (銘柄集中リスク)	当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券は、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性が高い支配的な銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には大きな損失が発生することがあります。当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、実質的に銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は大きくなる可能性があります。
流動性リスク	有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、また一般的に、劣後債は、市場における流動性が相対的に低いことから、市況によっては相当程度売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
戦略指数への投資に伴うリスク(積極運用部分)	
価格変動リスク	J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数(以下戦略指数)は、米国株式市場の影響を受けて変動します。戦略指数の下落は、積極運用部分の資産の評価額を減少させる要因となります。
レバレッジリスク	積極運用部分において、戦略指数に最大15倍のレバレッジ取引を行います。レバレッジ効果により少額の資金で高いリターンを獲得を目指すため米国株式市況の影響を大きく受けます。戦略指数の値動きに比べファンドの基準価額の変動は大きくなる可能性があります。
担保付スワップ 取引に関する リスク	当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券においてスワップ取引を行うため、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産などにより、当初契約通りの取引を実行できず損失を被るリスクがあります。投資対象の外国投資信託証券では、スワップ取引の相手方から担保を受取ることでスワップ取引の相手方の信用リスクの低減を図りますが、スワップ取引の相手方に倒産や契約不履行その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来の投資成果を享受することはできず、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

※J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数の著作権、知的財産権、その他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.に帰属し、無断複写・転載を禁じます。本書では許可を得て使用しています。

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは信託期間終了時における元本確保を目指しますが、それを保証するものではありません。当ファンドを信託期間中に解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。
- 当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券は約5年後の信託期間終了時における元本確保を目指しますが、それを保証するものではありません。以下の様な場合においては、外国投資信託証券の受益権の償還価額が投資元本を下回ることがあります。
 - ・外国投資信託証券の運用会社またはスワップカウンターパーティであるJ.P.モルガン・チェース・バンク・エヌ・エーが経営破綻した場合
 - ・外国投資信託証券が投資対象とする投資対象債券が債務不履行になった場合
 - ・投資対象債券が、外国投資信託証券の信託期間終了時まで償還されず、同時期に売りつけることとなった場合
 - ・その他外国投資信託証券が繰上償還する場合 等
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 当ファンドの収益分配金の水準は必ずしも計算期間中の収益率を示すものではありません。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

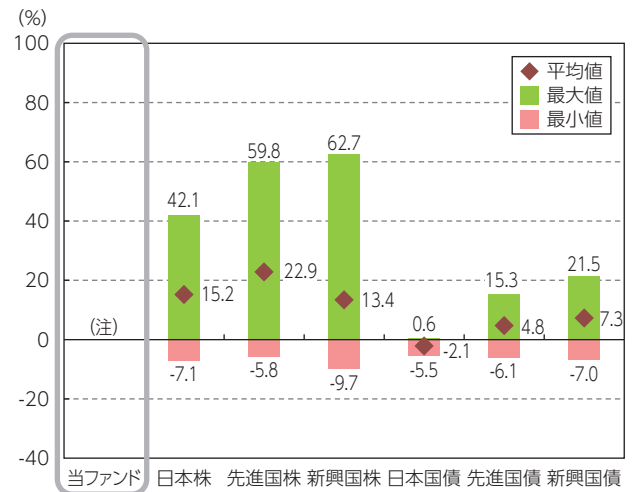
参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

(注) 当ファンドは、2025年12月12日設定予定ですので、該当データがありません。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2020年8月～2025年7月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注) 当ファンドは、2025年12月12日設定予定ですので、該当データがありません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ& コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

3. 運用実績

(注)当ファンドは、2025年12月12日から運用を開始することを予定しています。

2025年7月31日現在

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	1口当たり1円とします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から 0.5% の信託財産留保額を控除した額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金申込不可日	下記のいずれかに該当する場合は、換金の申込みの受付を行いません。 ・申込受付日または申込受付日の翌営業日がロンドン、ニューヨーク、ダブリンの銀行のいずれかの休業日 ・申込受付日または申込受付日の翌営業日がシカゴ・オプション取引所の休業日 ・換金代金の支払い等に支障をきたす可能性があるとして委託会社が判断して定める日
購入の申込期間	2025年11月10日から2025年12月11日まで ※2025年12月12日以降、お申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする外国投資信託証券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた換金申込を取消すことがあります。

信 託 期 間	2025年12月12日から2030年12月11日まで
繰 上 償 還	主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなったときは、繰上償還を行います。信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	12月11日(休業日の場合は翌営業日) ※第1期決算日は2026年12月11日とします。
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運 用 報 告 書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、 NISAの対象外 です。詳しくは、販売会社へお問合わせください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.5% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

ファンドの元本総額に対し、年0.847% (税抜0.77%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日 (当該終了日が休業日のときは翌営業日) および毎計算期末に当該計算期間末の受益権口数に対応する金額が、ならびに信託契約の一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額が、信託財産中から支払われます。

<内訳>

配分	料率 (年率)
委託会社	0.33% (税抜0.3%)
販売会社	0.495% (税抜0.45%)
受託会社	0.022% (税抜0.02%)
投資対象とする投資信託証券*1	0.2%程度*2
実質的な負担*1	1.047%程度 (税抜0.97%程度)

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券	投資対象とする投資信託証券における、管理会社・投資顧問会社、受託会社・事務代行会社、保管銀行等への報酬等
実質的な負担	—

*1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

*2 上記の料率は、投資対象とする投資信託証券の信託報酬となります。その他の費用として、当該投資信託証券の当初設定額の0.1%程度が、投資対象債券の銘柄選定の対価として明治安田アセットマネジメント株式会社に対して支払われます。また、租税に係る費用等がかかるため、上記の信託報酬を実質的に上回る場合があります。
(前記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。)

そ の 他 の 費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。
----------------------------------	---

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 収益分配金に対して……………20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315%

※上記は2025年7月31日現在のものです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報) ファンドの総経費率

交付目論見書作成時点において運用報告書が存在しないため該当事項はありません。

J.P.モルガン・ダイナミック・ロング・コール指数(以下「戦略指数」といいます。)は、明治安田アセットマネジメント株式会社(以下「明治安田AM」といいます。)の利益のためにライセンスされています。JPモルガン・セキュリティーズ・ピー・エル・シー(以下「JPMS plc」といいます。)またはその関連会社(総称して「JPモルガン」といいます。)は、明治安田AMおよび明治安田グローバル債券／バイ・ザ・ディップ戦略ファンド2025-12(以下「本商品」といいます。)に関して、スポンサー、運営、支持、販売または推奨を行っていません。JPモルガンは、本商品に投資する投資家や保有者、本商品についてのエクスポージャーを取る者、その他いかなる者(総称して、以下「投資家」といいます。)に対しても、(a)本商品その他金融商品一般への投資の適切性、および(b)特定の目的を達成する上で戦略指数に対するエクスポージャーを取ることの適切性もしくは適当性について、明示または黙示を問わず、いかなる点の表明保証を行いません。投資家は、独自に適切な専門家の助言を求めたうえで投資を行うことが求められます。JPモルガンは、本商品の発行、管理、マーケティングおよび取引に関して一切の義務や責任も負いません。戦略指数を公表することや、戦略指数を構成するあらゆる種類の資産その他の要素を参照することは、JPモルガンによるそれらの資産やその他の構成要素についての投資勧誘や助言を構成するものではなく、いかなる者もこのように解釈して、これに依拠すべきではありません。JPモルガンは、戦略指数または本商品に関し、投資顧問または投資運用者として行動しておらず、明治安田AMまたは投資家に対して、いかなる受託者責任も負いません。

戦略指数は、明治安田AM、本商品または投資家に何らの関係もなく、JPMS plcによって独自に設計、編纂、計算若しくは維持され、また、同社によってそのスポンサーを担われています。明治安田AMにおける戦略指数の利用権は、突然終了する場合があります。明治安田AMはそのような場合に対応できるよう本商品を設計することについて責任を負います。JPMS plcは、戦略指数を設計、編纂、計算、維持し、もしくはそのスポンサーを担うことに際して、または当該指数の停止を決定することに際して、本商品に投資する可能性がある者の要望や要請を考慮する法的義務を負いません。

JPモルガンは、戦略指数に関連し、(a)そのあらゆる条件、満足度、品質、性能または目的適合性、(b)同指数を本商品に組み込むことによって達成される結果、(c)同指数に含まれるデータ、もしくはここから欠落したデータ、(d)本商品に関して同指数を使用すること、または(e)同指数の基となる情報の真実性、有用性、汎用性、完全性若しくは正確性について、(明示的なものであるか黙示的なものであるか、法定されたものか否かを問わず)いかなる表明、保証または約束も行いません。JPモルガンは、戦略指数の基となる情報に誤り若しくは欠落があっても、または、何らかの障害から生じた結果についても、投資家に対し、いかなる責任も負わず、また、その事象について助言する義務を負いません。法律上禁止されない限り、仮にJPモルガンによって前記の表明保証または約束が与えられたとみなされたとしても、その表明保証または約束の効力は、否認され、その内容から除外されます。法律上このよう

に解することが許される限り、JPモルガンは、投資家を含むいかなる者に対しても、戦略指数の設計、編纂、計算もしくは維持に関し、スポンサーとなることに関し、または本商品に関して、前記の者が被ったいかなる損失、損害、費用、料金、支出またはその他の負債についても、その原因を問わず、それが懲罰的損害、間接損害または結果的損害のいずれであるかにかかわらず、または事業、利益、時間もしくは営業上の信用のいずれに関するものであるかにかかわらず、いかなる責任を負いません。

戦略指数は、JPMS plcの独占的な財産です。JPMS plcは、戦略指数の設計、編纂、計算、維持またはスポンサーを継続する義務を負いません。また、JPMS plcは、戦略指数に関連する機能の一部または全部を第三者に委任又は譲渡することができます。

JPモルガンは、戦略指数および本商品と類似し、または競合する可能性のある他の指数や商品を独自に発行し、またはそのスポンサーとすることがあります。JPモルガンは、戦略指数の参照資産または当該資産を参照するデリバティブ取引等の金融取引を行うことがあります。これらの活動は、戦略指数および本商品の価値に対して、何らかの影響を与える可能性があります。

以上の各段落の内容は、それぞれ個別に適用され得ます。いずれかの段落の内容が無効または執行不能と判断された場合でも、その他の内容の有効性には影響を与えません。

明治安田アセットマネジメント